

令和3年度10・11・12月は「建設業取引適正化推進期間」です！

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等の指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公平かつ透明な取引の実現を図る必要があります。

このため、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」として、この期間に建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を集中的に行っています。

令和3年度については、昨年度に引き続き、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、下記により、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、幅広く実施することとします。

① 1. 期 間

令和3年10月1日～12月28日

② 2. 主 催

国土交通省、都道府県

③ 3. 主な取組み

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を次に掲げる方法により、幅広く周知します。

- ① 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネットを通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通省（本省、地方整備局等）、都道府県、及び建設業関係団体の施設において、ポスターを掲示。

(2) 講習会

① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設企業等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催しま

す。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブでの講習開催や、対面での講習においては消毒液（アルコール等）の設置、他の受講者とできる限り2メートルを目安に一定の距離を保つことや、換気の励行等に努めます。

② 留意事項等

- i 改正建設業法が令和3年4月1日より完全施行され、建設業取引の適正化に関するルールも一部改正されたことから、改正後の建設業法令・通達、改訂された建設業法令遵守ガイドラインなどについて、原文をただ配布するだけでなく、要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫します。
- ii 駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知します。

(3) 立入検査及び報告徴取

期間内は、地方整備局、都道府県並びに地方整備局と都道府県による合同の立入検査及び報告徴取（以下「立入検査等」という。）を重点的に実施し、立入検査等の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行います。

また、立入検査等を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととします。

なお、立入検査を行う場合には、立入検査職員並びに検査先企業の新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限に注意します。

(4) その他

このほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組みの実施に努めます。

その見積りは
適正な価格に
なっていますか？
みんなで守る適正取引

その金額ありきで、見積りを作らせていませんか？
労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか？

請負代金を決定するにあたっては、労務費・保険・税金を勘定して見積りを行ってください！

令和3年度10・11・12月は
建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する取組を各都府県で実施します。詳しくはホームページからご確認ください。

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公証財団法人 建設業適正取引推進機構